

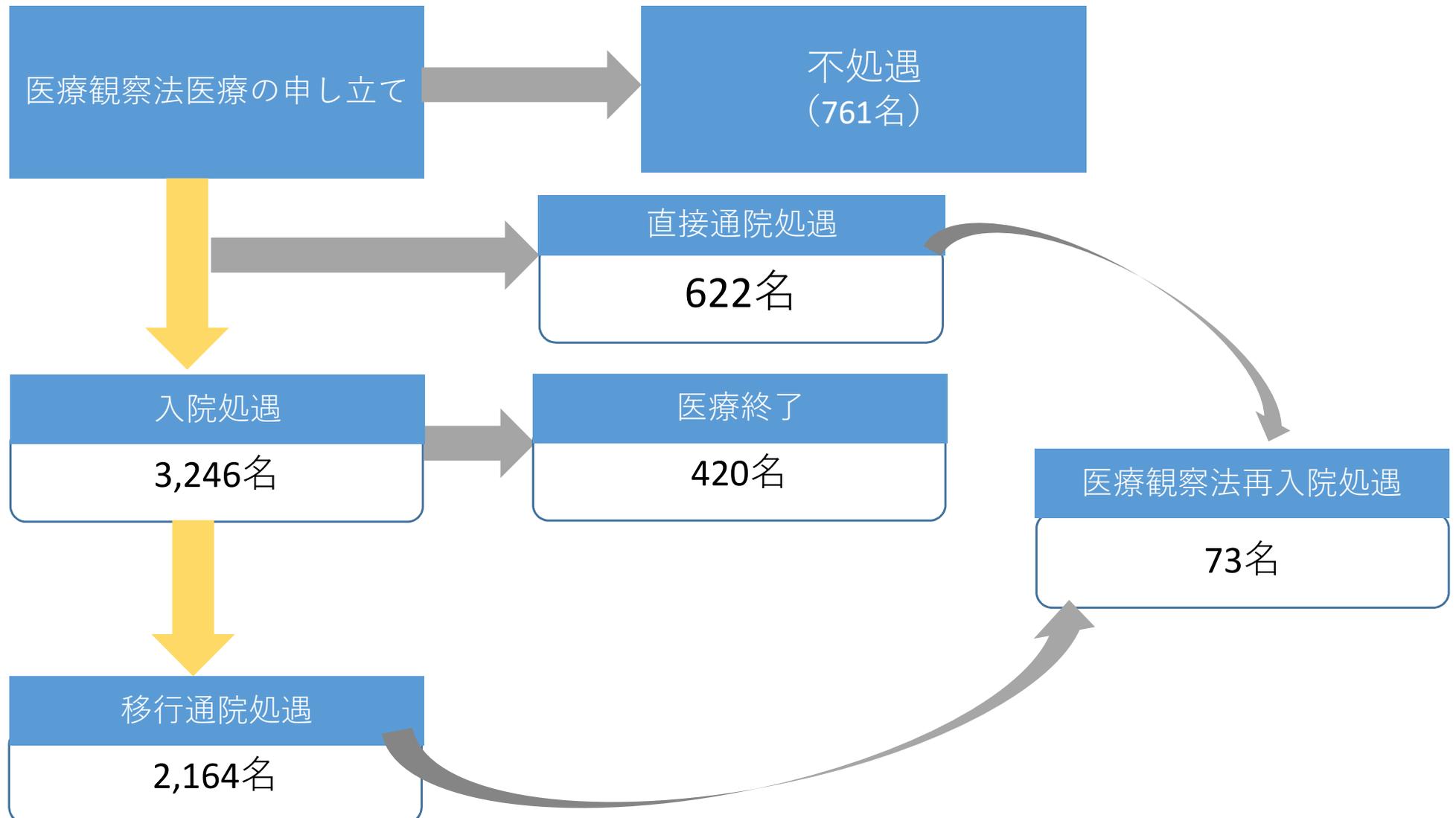
診療報酬の改定等について

令和2年1月29日

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室

医療観察法の現状について

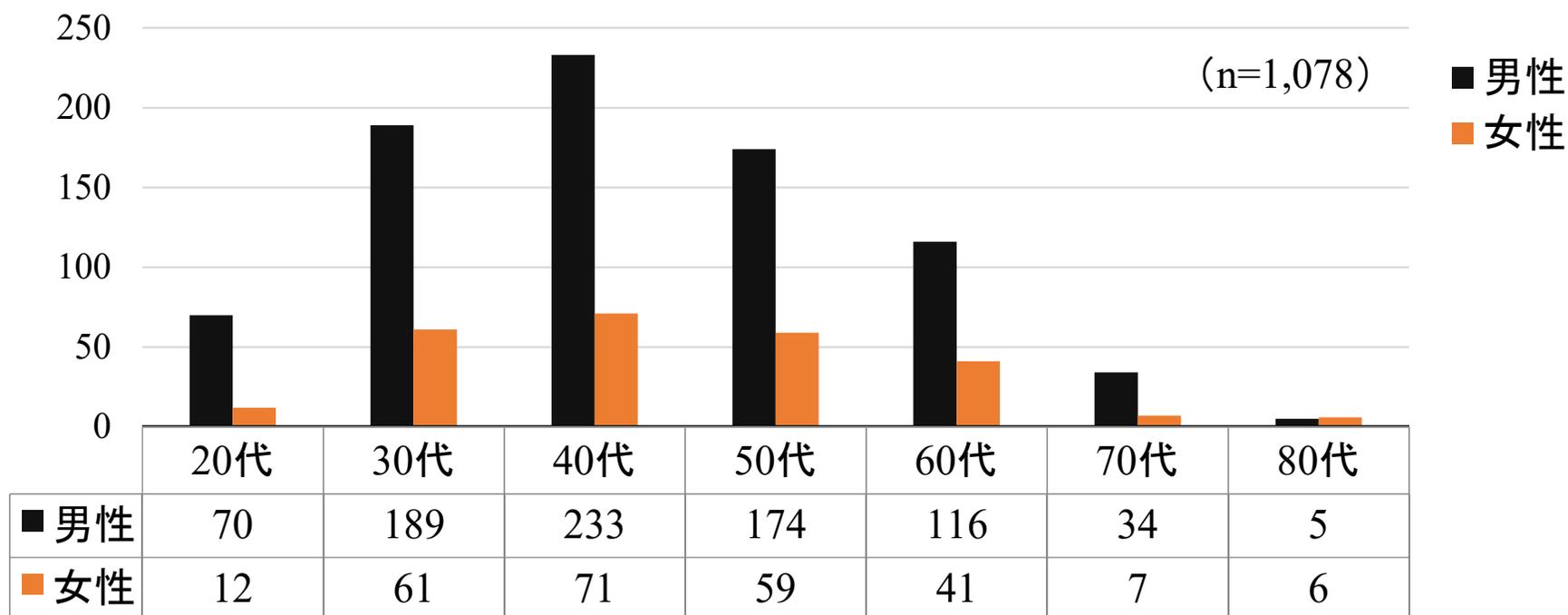
医療観察法の地方裁判所の審判の終局処理状況 (平成17～30年度)



(司法統計の各年度毎のデータを集計)

平成17～30年に移行通院処遇の決定がなされた 対象者の年代・性別

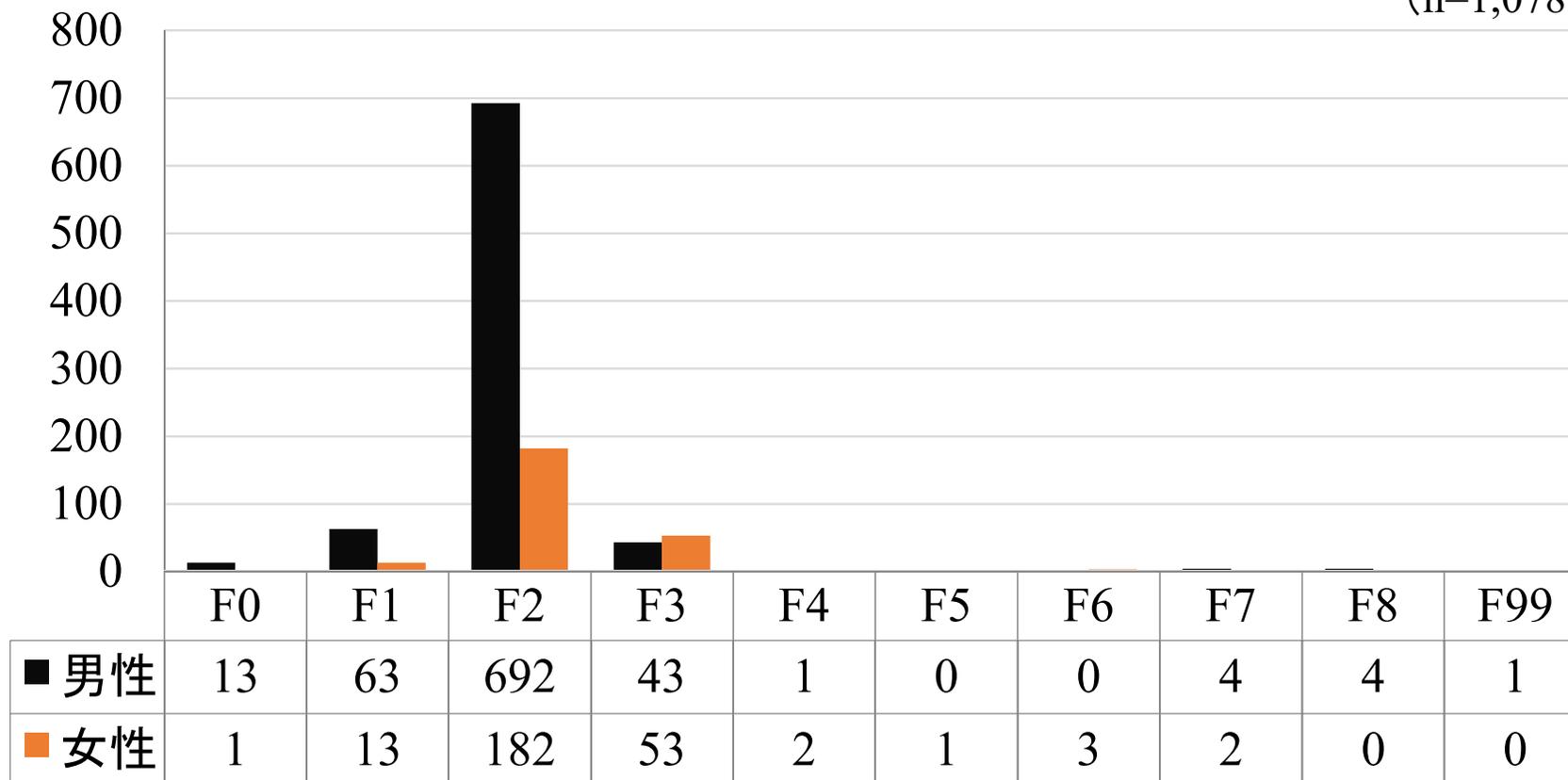
全体	1,078名	通院処遇開始時平均年齢	47.4歳
男性	821名	通院処遇開始時平均年齢	47.1歳
女性	257名	通院処遇開始時平均年齢	48.3歳



出典：令和元年度 厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業
医療観察法の制度対象者の治療・支援体制の整備のための研究（平林班）

平成17～30年に移行通院処遇の決定がなされた 対象者の主診断

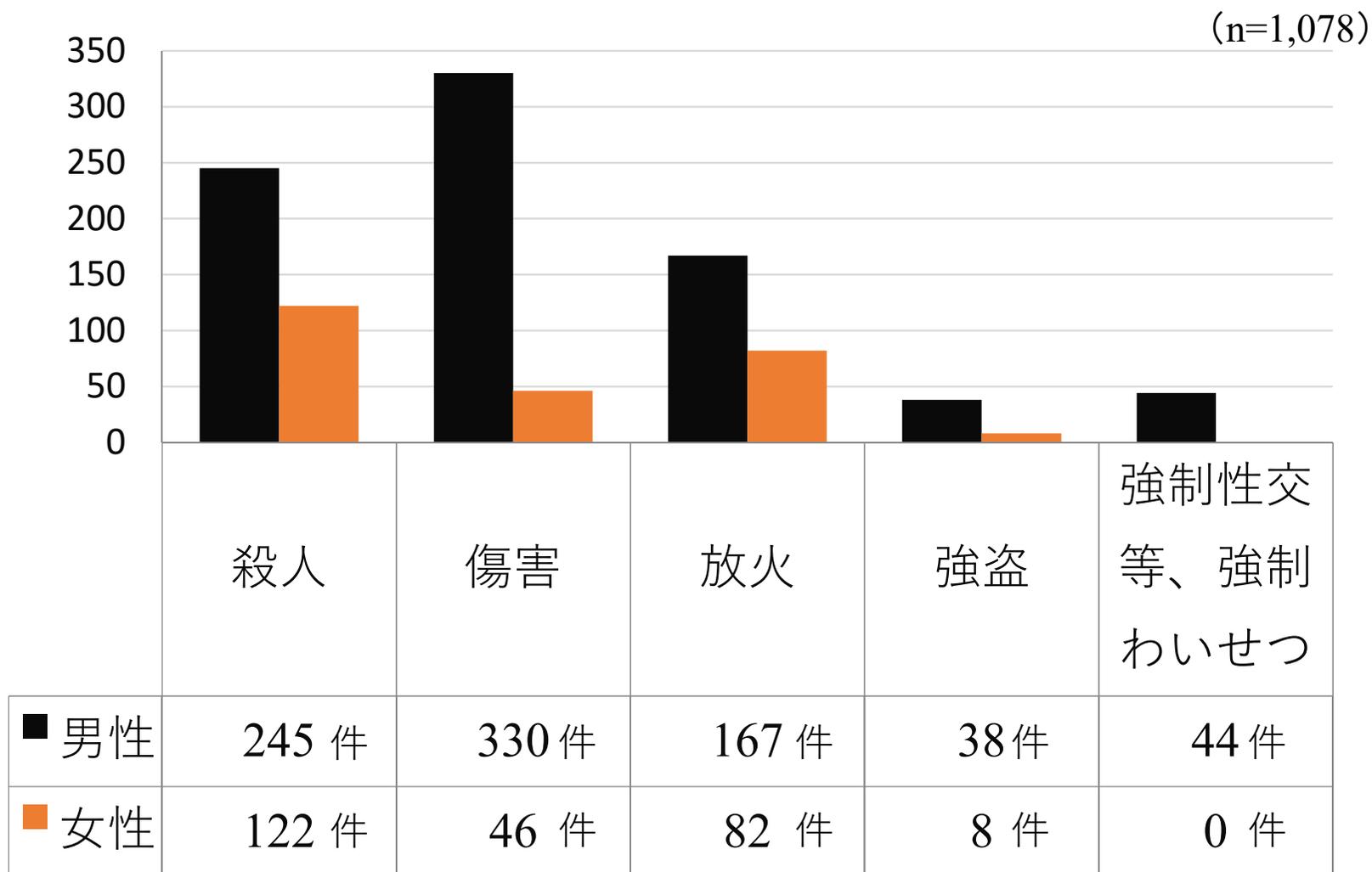
(n=1,078)



F0：器質性精神障害、F1:アルコール・薬物、F2：統合失調症圏、F3：気分障害圏
F4：神経症性障害、F5：摂食障害等、F6：パーソナリティ障害、F7：精神遅滞、F8：心理発達の障害

出典：令和元年度 厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業
医療観察法の制度対象者の治療・支援体制の整備のための研究（平林班）

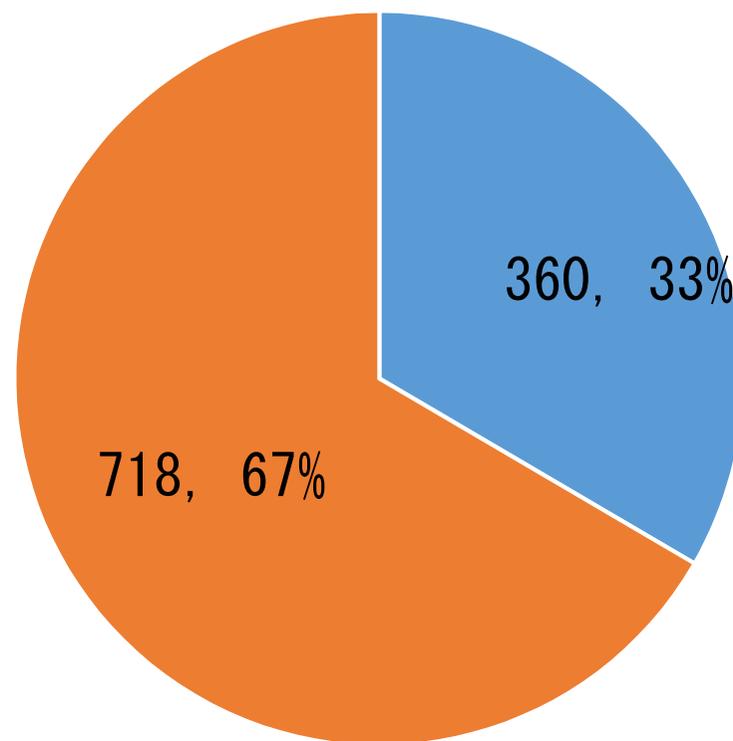
平成17～30年に移行通院処遇の決定がなされた 対象者の対象行為



※傷害以外未遂を含む。

平成17～30年に移行通院処遇の決定がなされた 対象者の通院処遇終了の有無

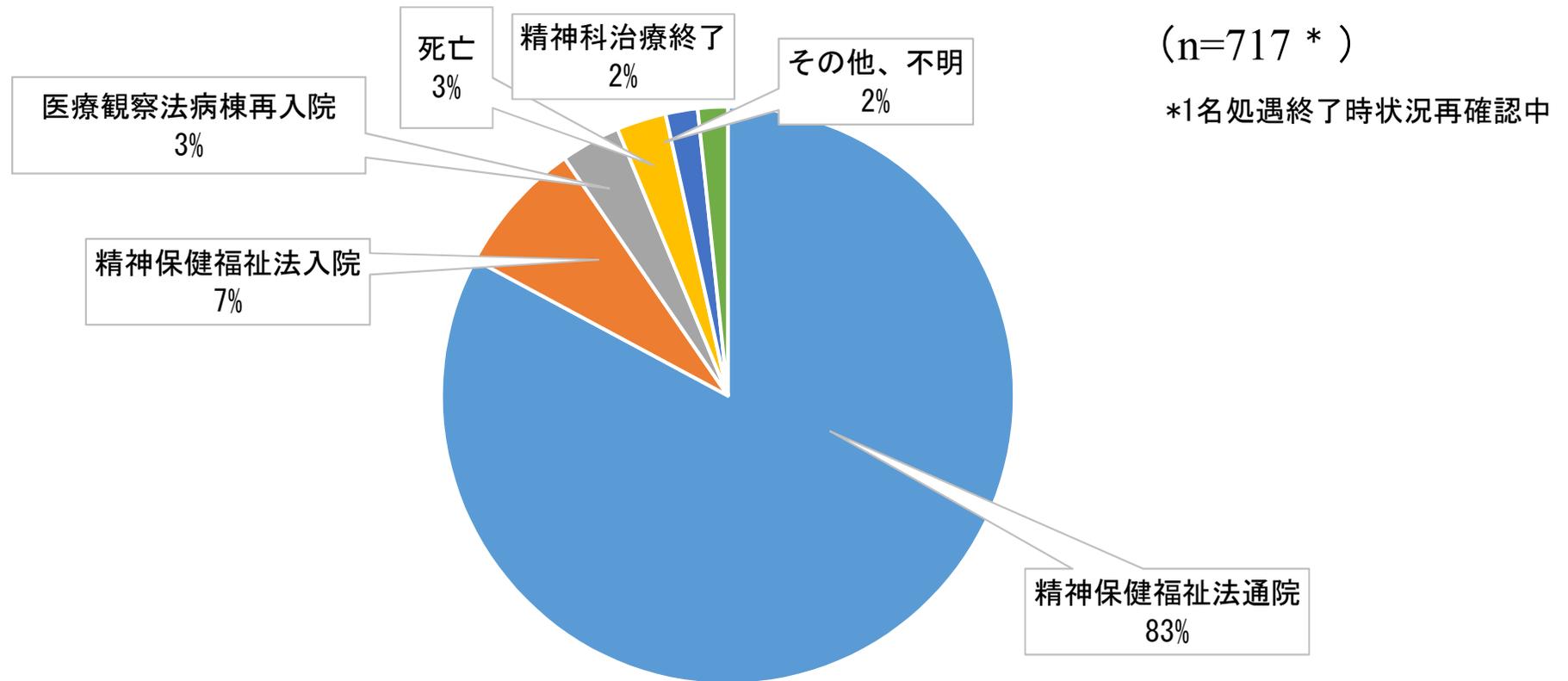
(n=1,078)



■ 処遇継続中 ■ 処遇終了者

出典：令和元年度 厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業
医療観察法の制度対象者の治療・支援体制の整備のための研究（平林班）

平成17～30年に移行通院処遇の決定がなされた 対象者の通院処遇終了時の状況



出典：令和元年度 厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業
医療観察法の制度対象者の治療・支援体制の整備のための研究（平林班）

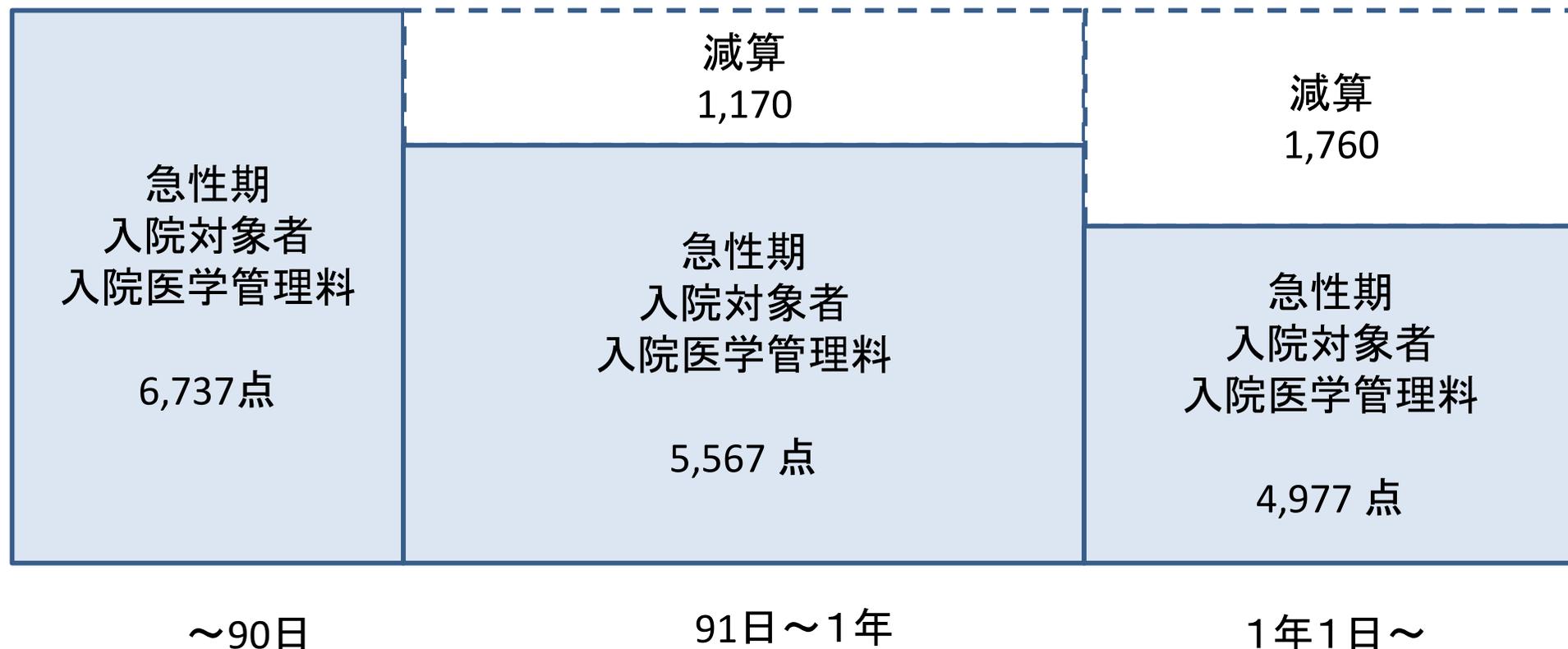
平成17～30年に移行通院処遇の決定がなされた 対象者の再他害行為の状況

令和元年7月15日時点 (n=1,078)

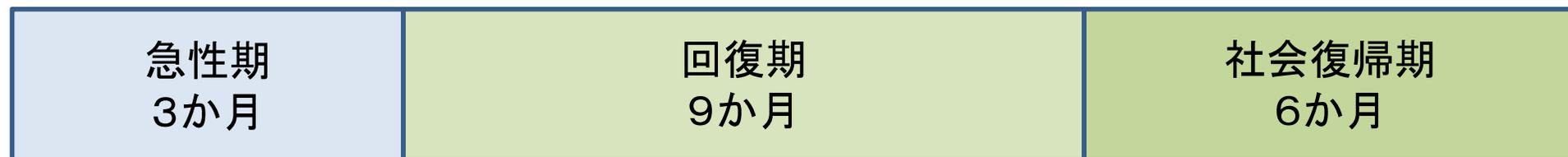
重大な再他害行為		
対象行為 (傷害以外未遂含む)	男性 (件数)	女性 (件数)
殺人	1	0
傷害	8	0
放火	1	2
強盗	0	0
強姦性交等、強制わいせつ	7	0
計	17	2
その他の再他害行為		
その他の再他害行為	男性 (件数)	女性 (件数)
窃盗	1	6
暴力行為、暴言、器物破損	19	9
性的逸脱行為	6	0
精神保健福祉法入院理由が 他害・迷惑行為	5	2
その他・不明	6	1
計	37	18

診療報酬の現状について

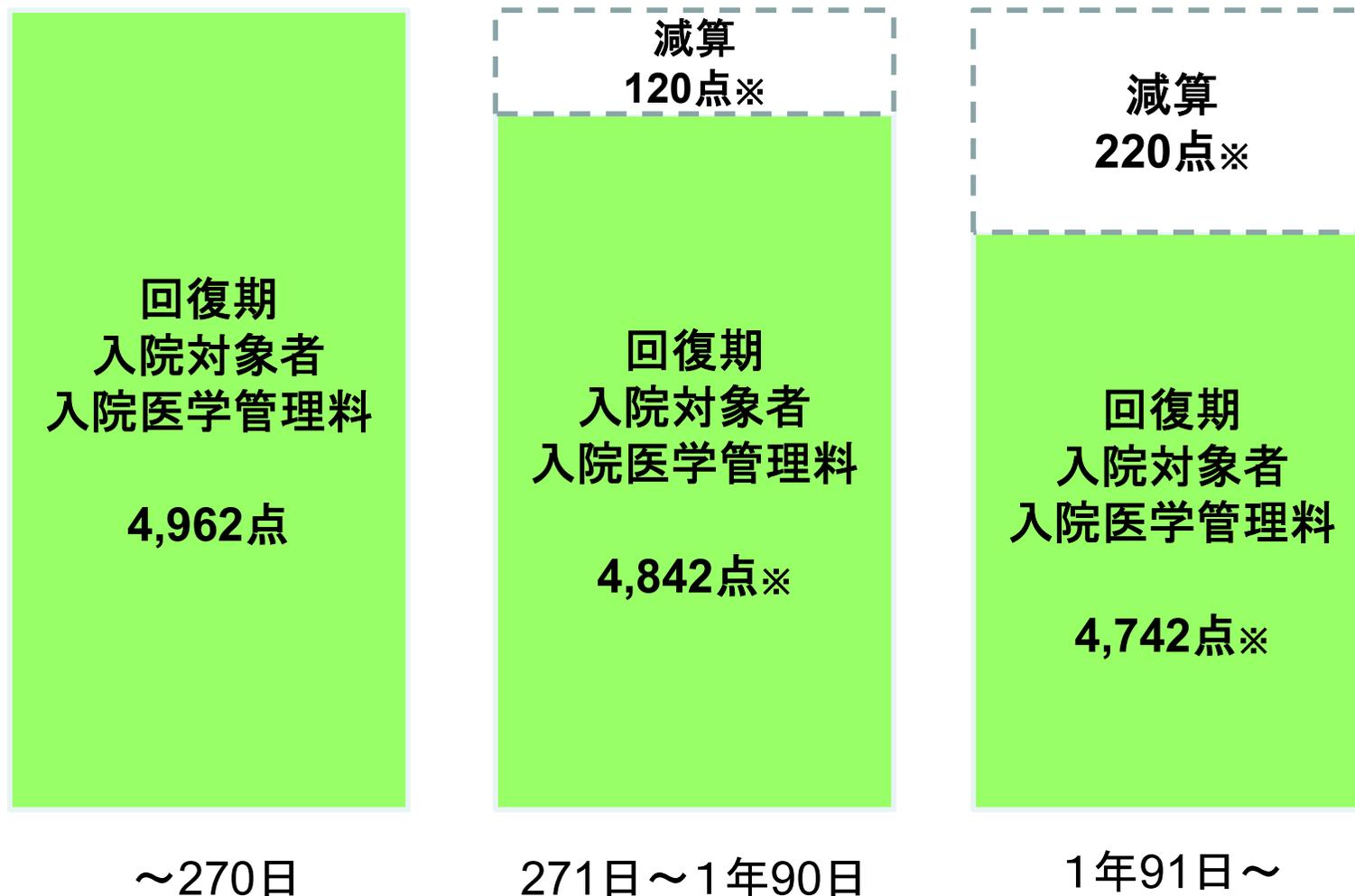
急性期入院対象者入院医学管理料について



※他の指定医療機関から転院した日から起算して90日を経過していない場合は減算しない

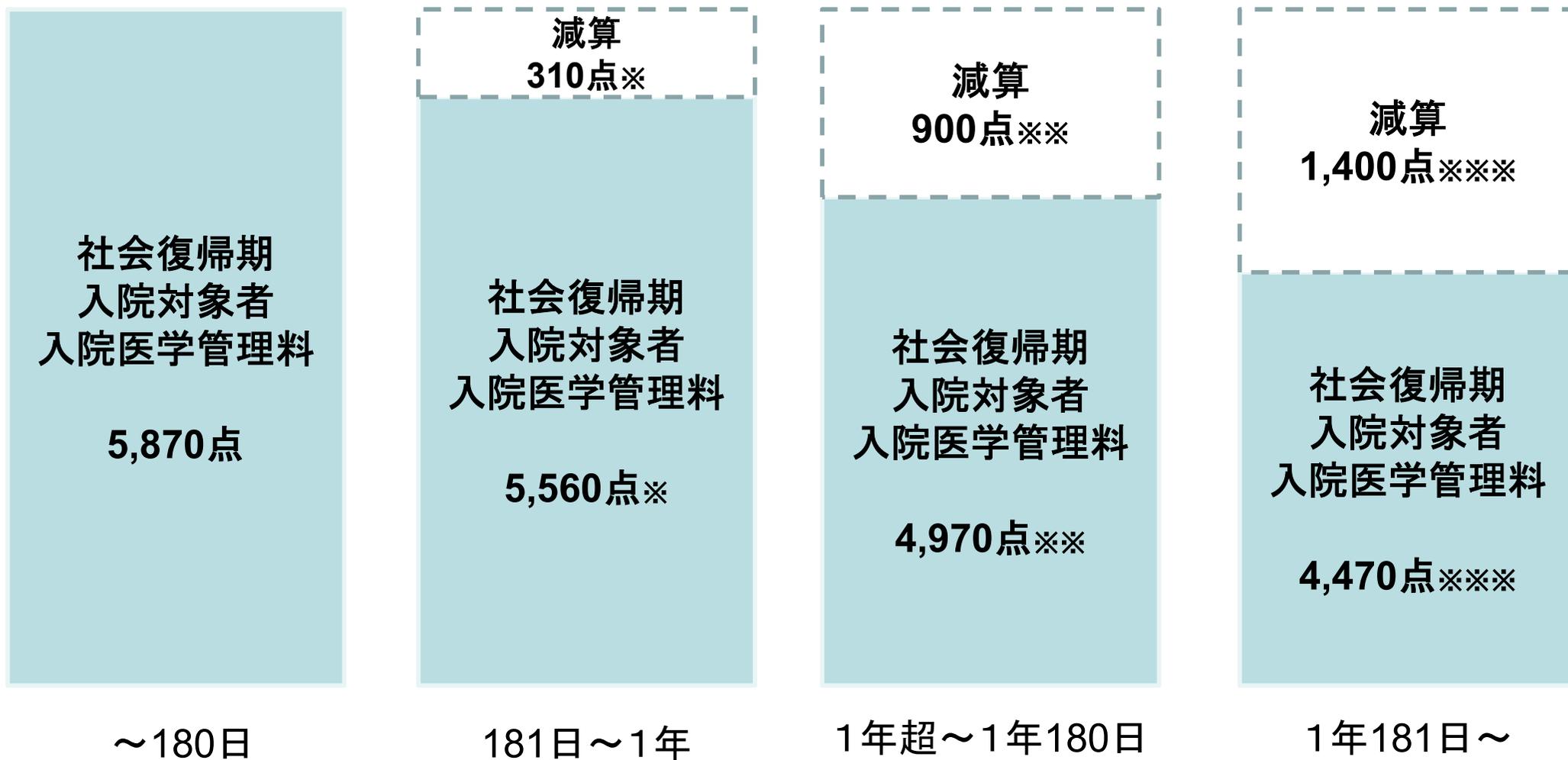


回復期入院対象者入院医学管理料について



※ 転院日から起算して90日を経過していない場合、急性増悪等やむを得ない場合又は難治性精神疾患への高度な医療を新たに導入する場合は、減算しない。

社会復帰期入院対象者入院医学管理料について

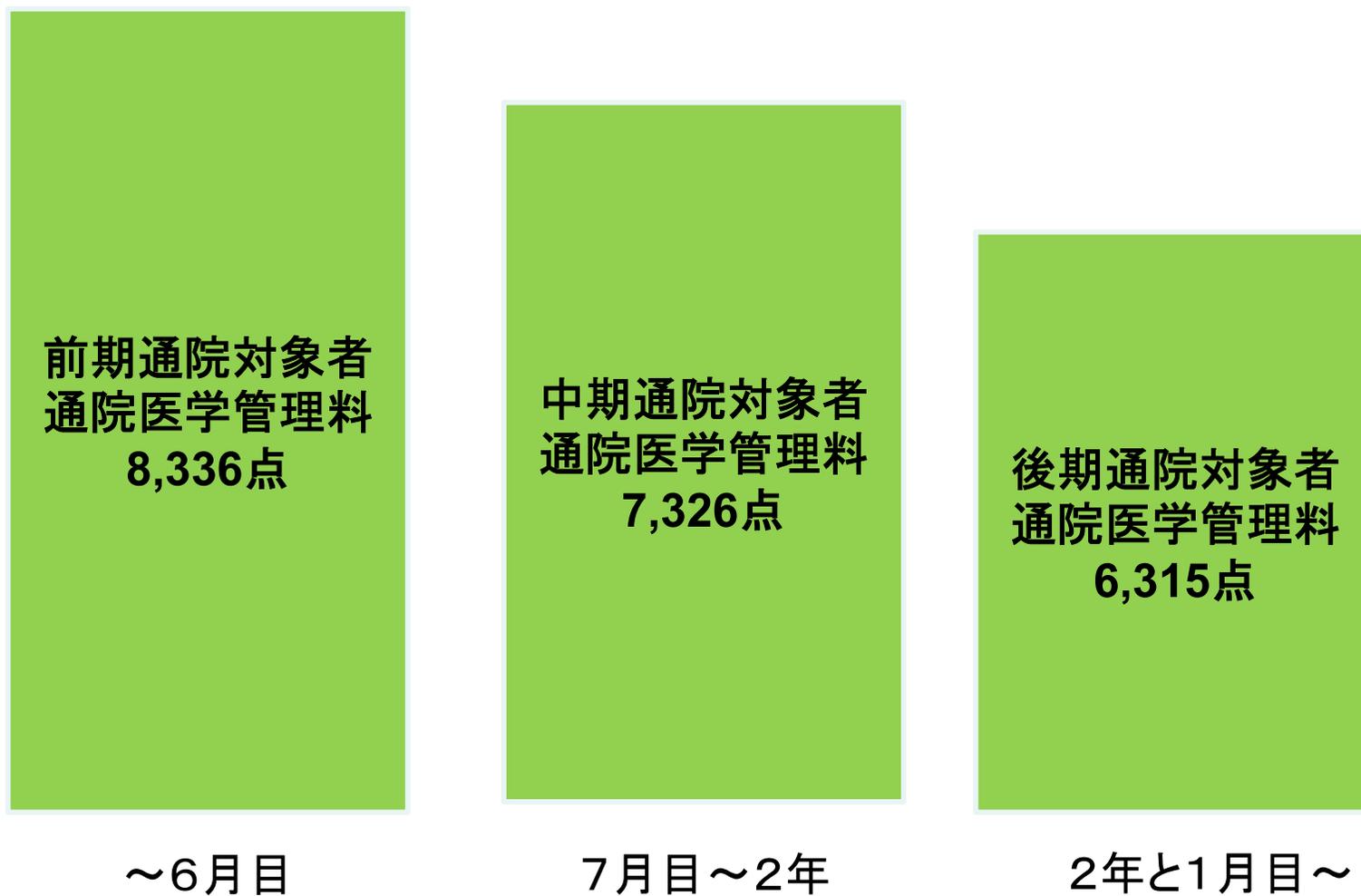


※ 法第49条1項に基づく退院の申し立て(以下退院申し立て)を行ってから180日を経過していない場合は除く

※※ 退院申し立てを行ってから180日を経過していない場合は310点減算

※※※ 退院申し立てを行ってから180日を経過していない場合又は当該申し立てについて法51条第1項第1号の決定がなされた場合は900点減算

通院対象者通院医学管理料（1月につき）



医療観察訪問看護基本料

イ 医療観察訪問看護基本料(Ⅰ)

- 通院対象者(同一建物居住者を除く。)又はその家族等に対して、看護又は療養上必要な指導を実施



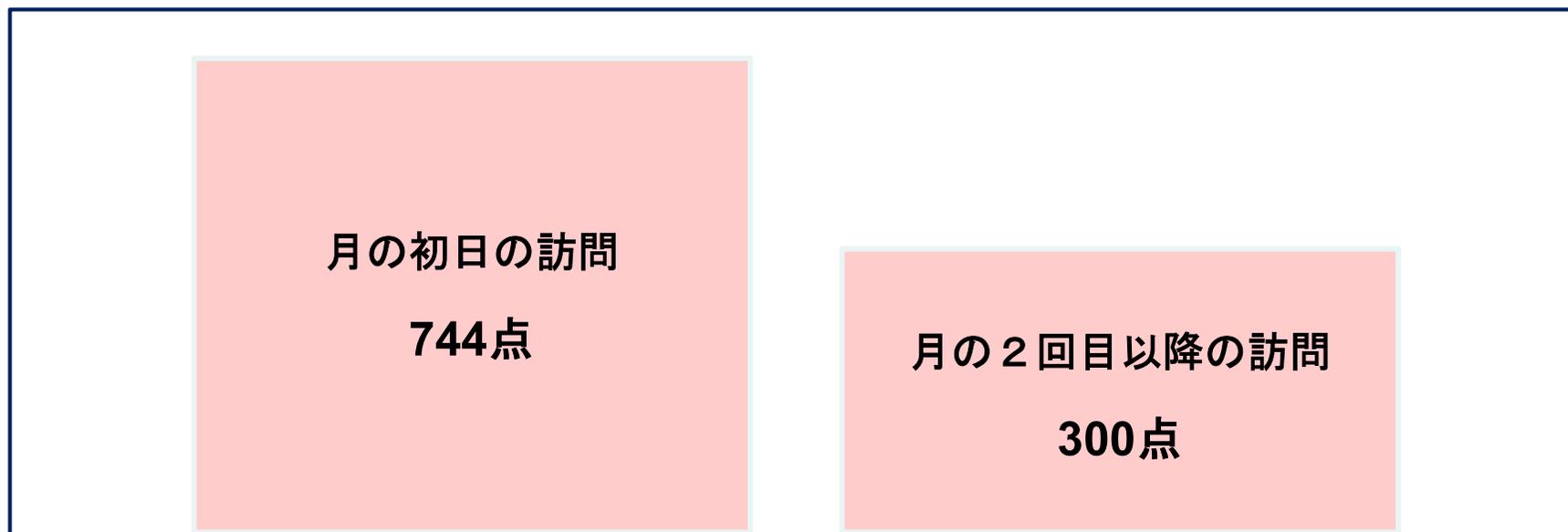
ハ 医療観察訪問看護基本料(Ⅲ)

- 通院対象者(同一建物居住者に限る。)又はその家族等に対して、看護又は療養上必要な指導を実施



医療観察訪問看護管理料

- ・ 通院対象者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して実施。



<医療観察訪問看護管理料に係る加算>

○ 医療観察24時間対応体制加算(月1回) 640点

- ・ 通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合であって、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にあること。
- ・ 看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して当該体制にある旨を説明し、同意を得ていること。

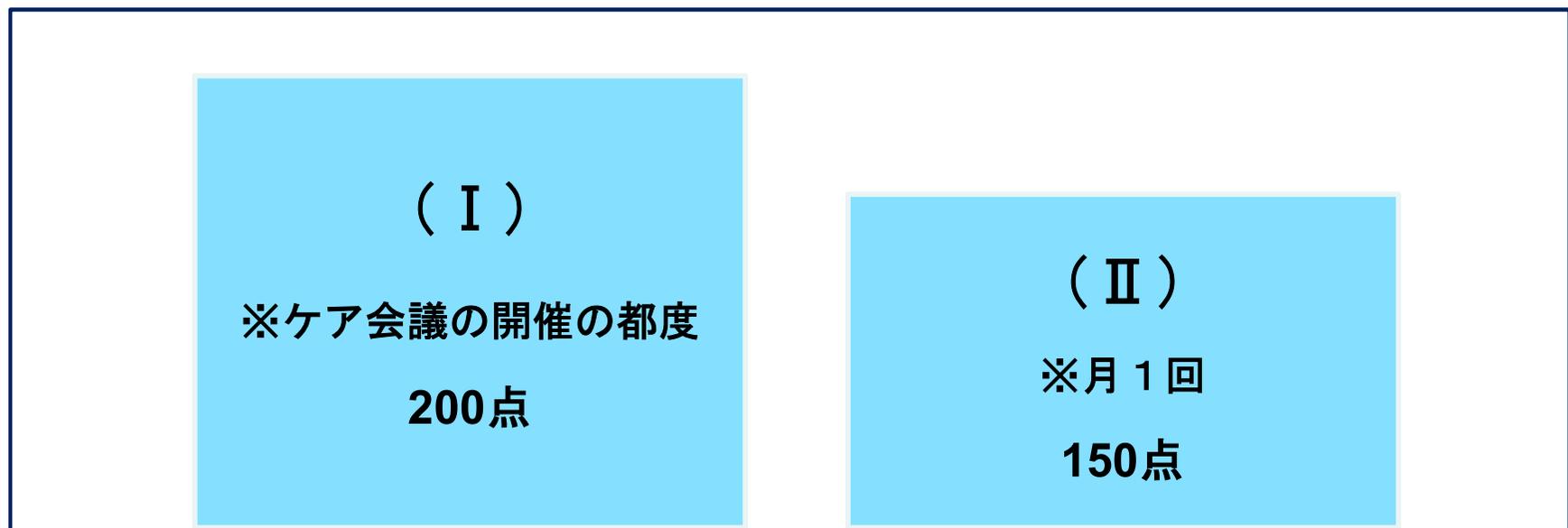
医療観察訪問看護情報提供料

○医療観察訪問看護情報提供料(Ⅰ)

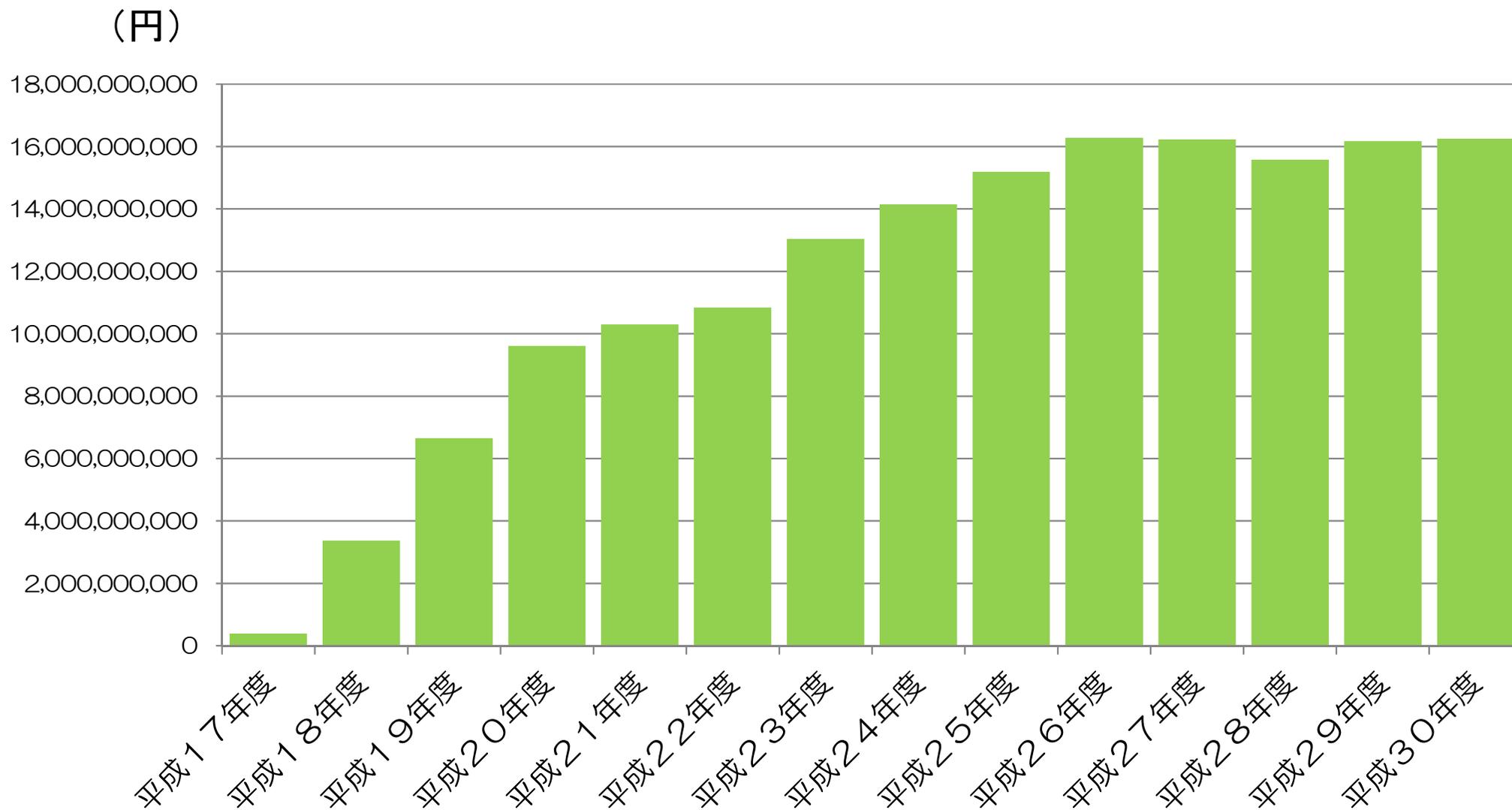
- ・ ケア会議に出席し、保護観察所を含む関係機関に対して通院対象者に係る看護又は療養上必要な指導についての情報提供等を行う。

○医療観察訪問看護情報提供料(Ⅱ)

- ・ 保護観察所を含む関係機関に対して、当該関係機関からの求めに応じて、通院対象者に係る看護又は療養上必要な指導についての情報提供等を行う。



医療観察法医療にかかる医療費



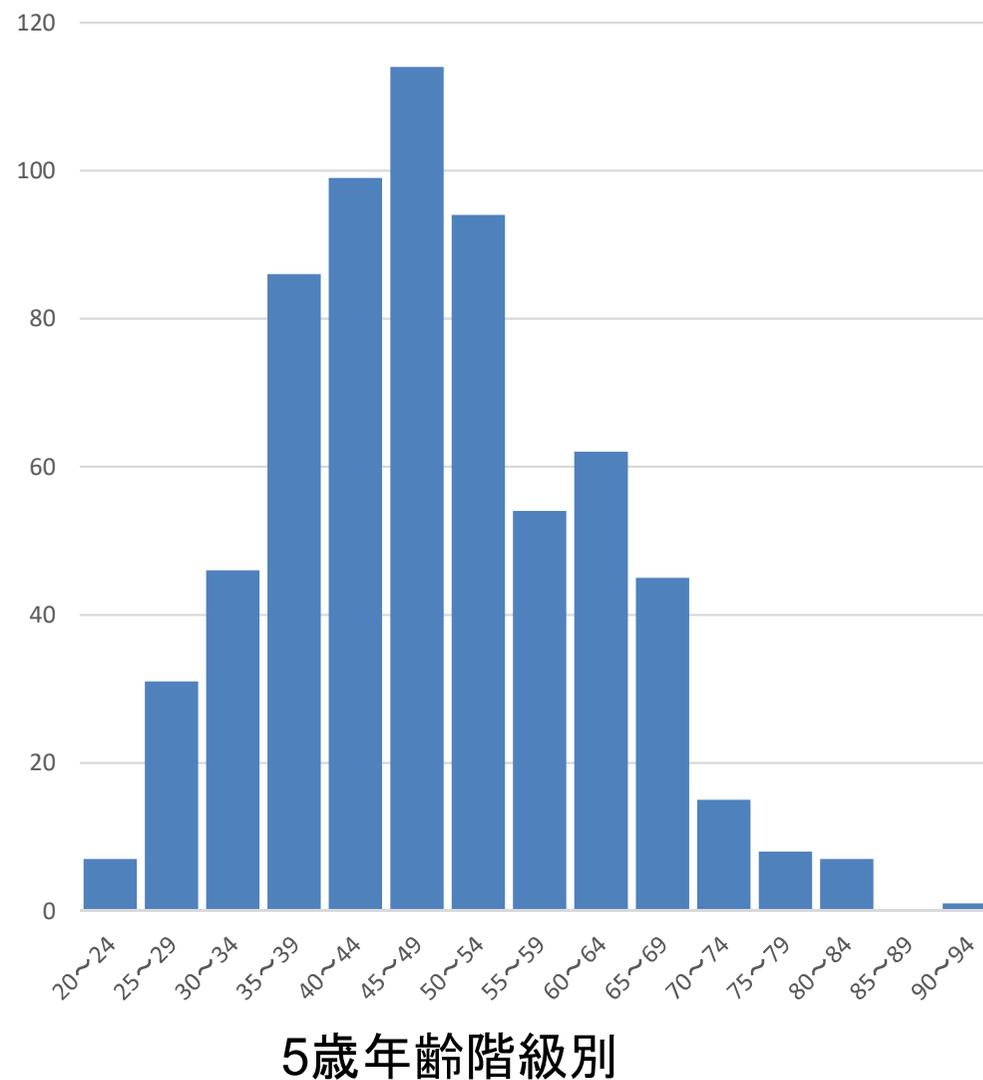
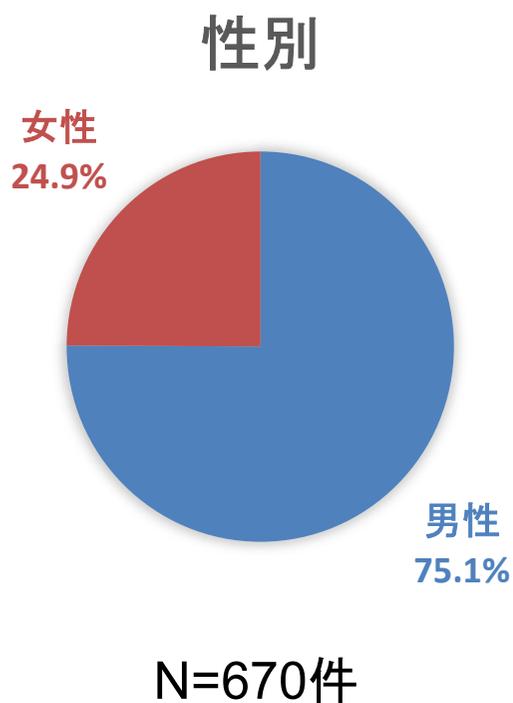
指定医療機関の診療レセプトの請求状況 (令和2年1月処理分)

項 目	請求レセプト数 (件)	請求金額 (千円)
医科入院	6 1 2	1, 1 6 6, 4 9 9
医科外来	5 2 7	9 8, 7 0 6
調 剤	2 5 5	1 4, 2 3 0
訪問看護	2 6 4	5, 8 5 8
合 計	1, 6 5 8	1, 2 8 5, 2 9 2

※訪問看護の請求機関（訪問看護ステーション）数は179施設（指定数は464施設）

医療観察訪問看護対象者の特性の分布

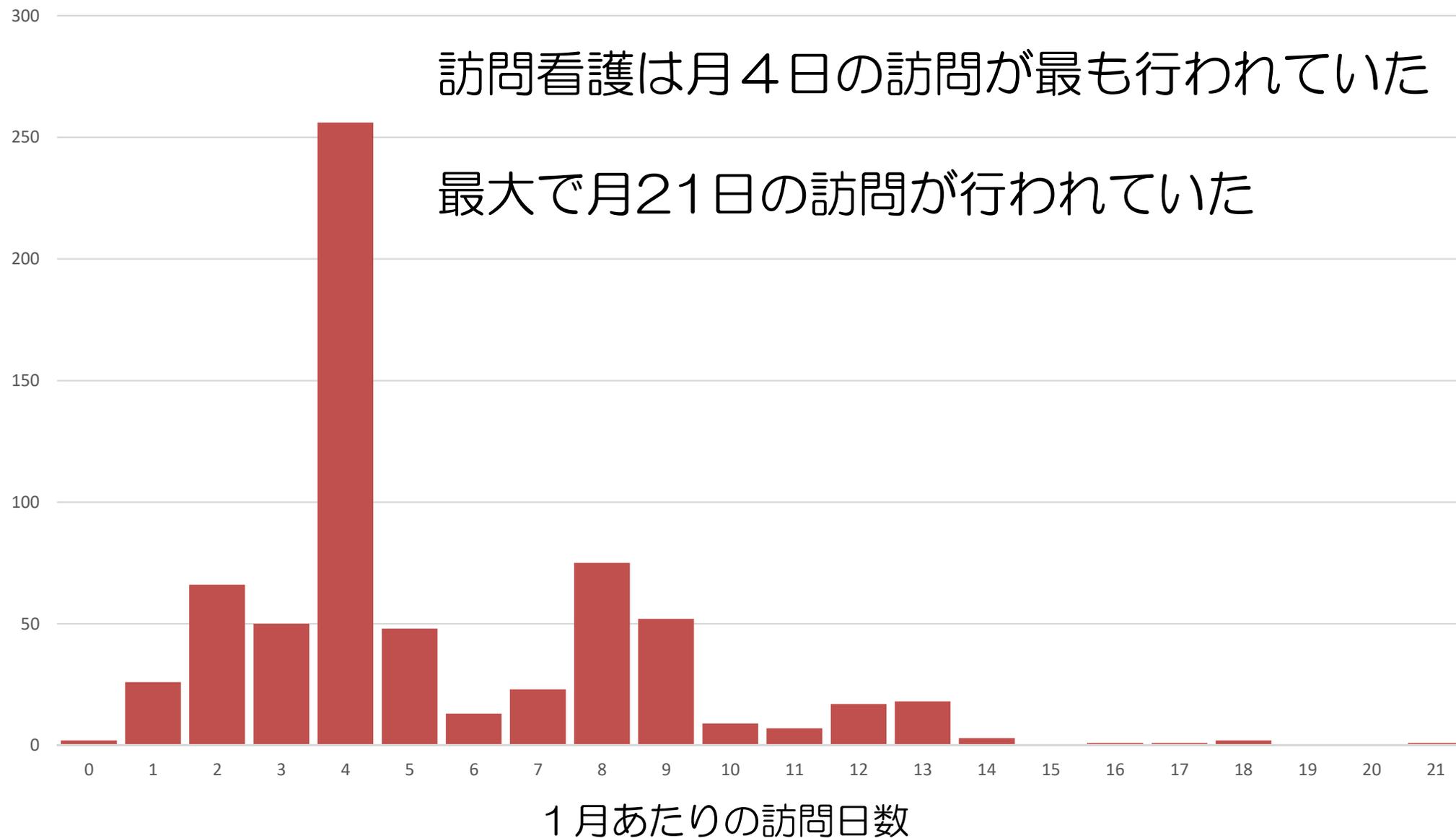
(件)



N=669件

医療観察訪問看護 1 月あたりの訪問日数の分布

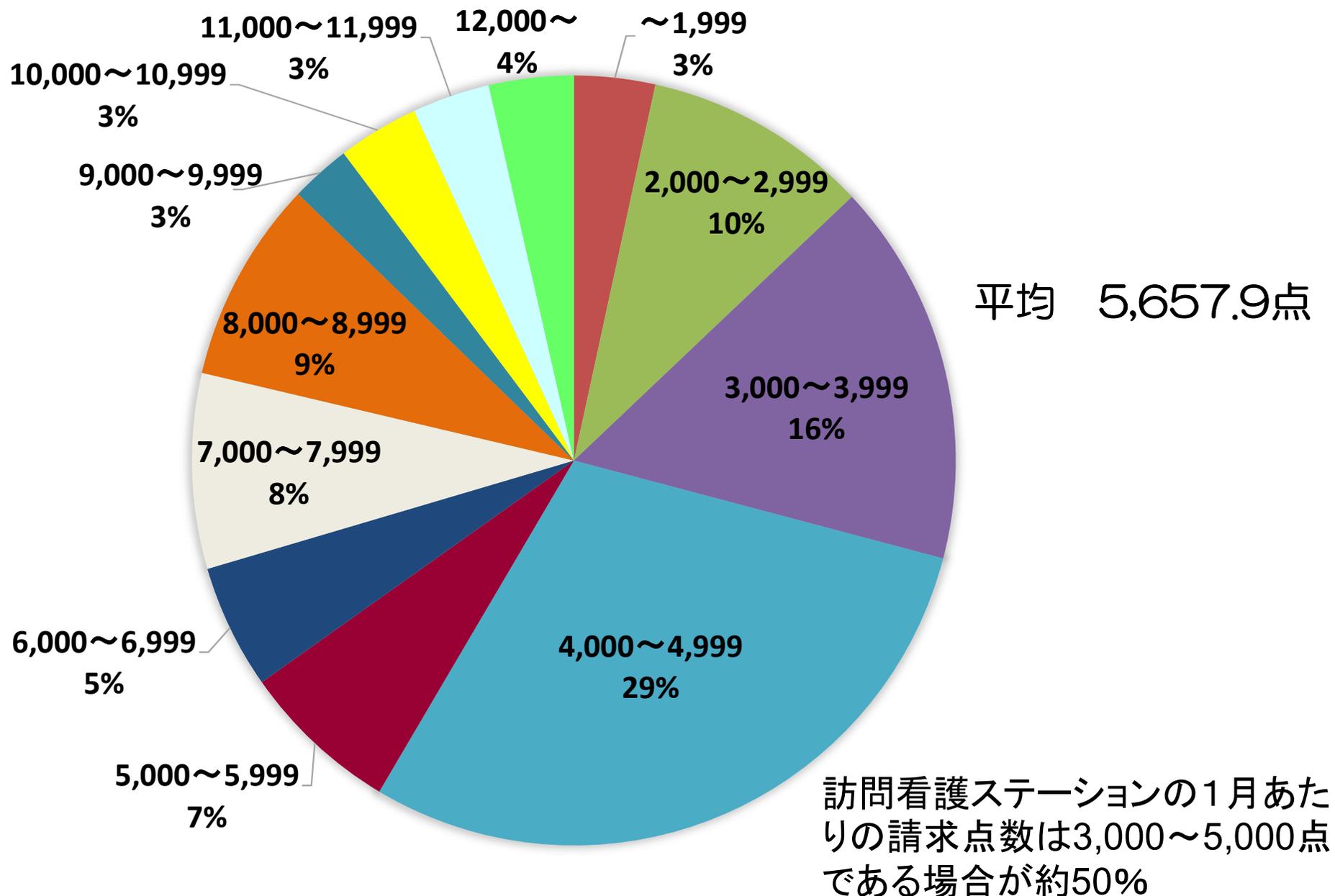
(件)



N=670件

医療観察法医療体制整備推進室調べ(平成31年2月~4月)

医療観察訪問看護 1 か月あたりの請求点数の分布



(点)

N=670件

医療観察法医療体制整備推進室調べ(平成31年2月~4月)

診療報酬の改定（案）について

医療観察診療報酬改定について①

医療観察訪問看護管理料に係る加算の新設（案）

- ・ 医療観察法対象者の訪問看護において、指定通院医療機関（訪問看護ステーション）が退院調整や関係機関との情報共有に基づく指導等を行った場合の評価が必要であるため、健康保険法の診療報酬にならい、以下のように改定を行う。

- 医療観察退院時共同指導加算 800点
- 医療観察在宅患者連携指導加算（月1回） 300点
- 医療観察在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回） 200点

医療観察診療報酬改定について②

医療観察訪問看護管理料に係る加算の内容（案）

○ 医療観察退院時共同指導加算 800点【新設】

- ▶ 指定入院医療機関に入院中の対象者の退院に当たって、指定通院医療機関（訪問看護ステーション）の看護師等が主治医又は職員と共に、対象者に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定。

○ 医療観察在宅患者連携指導加算（月1回） 300点【新設】

- ▶ 通院が困難な対象者について、指定通院医療機関（訪問看護ステーション）の看護師等が、対象者又はその家族等の同意を得て、月2回以上医療関係職種間で文書等により、共有された診療情報を基に、対象者又はその家族等に対して指導等を行った場合に算定。

○ 医療観察在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回） 200点【新設】

- ▶ 通院が困難な対象者について、状態の急変等に伴い、関係する医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、当該カンファレンスで共有した対象者の診療情報等を踏まえ、それぞれの職種が当該対象者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行った場合に算定。

医療観察訪問看護の実施状況等調査について

【調査目的】

健康保険における診療報酬改定においては精神疾患者の生活支援に着目した評価が行われている中、医療観察法対象者においても社会復帰を促進することを目的とした医療の実施状況等の把握が求められている。

このような中、健康保険の訪問看護管理療養費に規定されている以下の加算については、現在、心神喪失等医療観察法の第八十三条第二項の規定に基づく診療報酬には定められておらず、今般、その現状把握等調査を実施した。

【調査対象】 訪問看護事業型指定通院医療機関（40施設）※うち36施設より回答有り

【調査期間】 平成29年1月～令和元年12月

調査項目（加算）	算定要件を満たすと考えられる人数
退院時共同指導加算	41人
在宅患者連携指導加算	19人
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	16人

診療報酬改定の方針案

- 退院時共同指導加算、在宅患者連携指導加算及び在宅患者緊急時等カンファレンス加算については、対象者の訪問看護において、指定通院医療機関（訪問看護ステーション）が退院調整や関係機関との情報共有に基づく指導等を行った場合の評価が必要であること、また、実施状況等調査より算定要件を満たすと考えられる対象者が多数いることから、当該加算の必要性が認められたため、当該加算を新設するのはどうか。
- その他、医療観察精神科専門療法は「医科診療報酬点数表」に、医療観察訪問看護は「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」に準じて、必要に応じ改定する。